平成２５年（フ）第３３号
山形県米沢市大字三沢26100番地の14　県立梓園、前住所山形県寒河江市大字中郷1720番地の２
債務者　渡邉　正彦
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第５０号
山形県西置賜郡白鷹町大字高玉4060番地
債務者　児玉志津子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第９９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字屏風５番地８
債務者　安藤　泰義
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
埼玉県越谷市東柳田町５番５号　ハイム越谷101号、旧住所埼玉県越谷市大字西方2948番地２　エフローレ新越谷ロイヤルガーデン610
債務者　松本　春雄
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
埼玉県本庄市銀座１丁目２番25号
債務者　宮﨑　祐介
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３９号
埼玉県本庄市千代田２丁目２番16号　ホーユウパレス本庄305
債務者　八木　早苗（旧姓宮﨑）
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３３号
千葉県市原市島野1768番地１　小林コーポ201
債務者　外山　幸宏
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８２号
千葉県市原市東国分寺台３丁目４番地10
債務者　生盛　位基
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８５号
千葉市稲毛区園生町408番地48　ヴィラ園生101号
債務者　通山　照雄
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０４号
千葉県船橋市本中山２丁目18番25―305号
債務者　里見　謙和
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６号
高知市種崎556番地３
債務者　横田　美喜
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８８号
札幌市豊平区平岸２条９丁目５番20―201号
債務者　濱根　康伸
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５２号
札幌市白石区北郷４条７丁目１番３号　ロイヤルビル201号
債務者　小林誠治郎
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５３号
札幌市白石区北郷４条７丁目１番３号　ロイヤルビル201号
債務者　小林美千子
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６２号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目２番29―505号
債務者　平　　鎮彰
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８２号
札幌市西区八軒10条西２丁目２番９号
債務者　山口　貴典
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８７号
札幌市中央区南13条西10丁目２番25号　ストークマンション山鼻公園1104号、住民票上の住所札幌市中央区南12条西13丁目１番32号
債務者　本間　洋樹
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部